

志津南学区スポーツ振興委員会会則

令和5年4月2日

令和5年度 志津南学区スポーツ振興委員会

第1条 (名称及び事務局)

本会は志津南学区スポーツ振興委員会(以下、本会という)といい、本会の事務局は志津南まちづくりセンターにおく。

第2条 (目的)

本会は、以下のことを目的とする。

- (1) 志津南学区(以下、本学区という)の住民が安全かつ公正な環境の下で各自の関心、適性に応じて日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会を確保すること。
- (2) スポーツを通じて、本学区住民の体力の向上、人格の形成、心身の健康の保持増進を図り、地域社会の一体感や活力を醸成すること。

第3条 (組織)

本会は、第5条の委員で組織する。

第4条 (事業)

本会は、第2条の目的のため、次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツ大会の企画運営
- (2) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第5条 (委員)

本会は本会の活動推進のために委員をおく。

2. 委員の選出は次のとおりとする。その任期は1年とし、再任を妨げない。

- (1) 学区内の各町内から選出されたスポーツ推進委員(体育振興委員)。
- (2) 学区内のスポーツ推進委員および協力員(本会経験者および協力者)。

第6条 (役員)

本会に次の役員をおく。

委員長	1名
副委員長	1名
事務局長	1名
事務局次長	1名
事務局員	若干名
会計	1名
事業部長	各事業部 1名
役員経験者	若干名

2. 本会の役員は、委員の互選により選任し、第10条の総会で承認を得た者とする。
その任期は1年とし、再任を妨げない。但し、委員長の任期は3年を限度とする。

第7条 (役員の任務)

委員長は本会を代表し会務を統括する。

2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長が職務を遂行できない時はその職務を代行する。
3. 事務局長及び事務局次長は本会の一切の庶務を行う。
4. 会計は本会の会計事務を行う。
5. 事業部長は第8条の事業部会を代表し、当該会務を統括する。
6. 第9条の顧問は委員長の諮問役として、委員長の会務の計画や遂行のための支援を行なう。

第8条 (事業部会)

本会の会務執行のため、必要に応じて事業部会を設置する。

2. 各事業部会の事業部長は、当該部会の進行を務める。
3. 各部会は、事業の計画に基づいて検討し、執行する。なお、執行にあたる事業については、第10条の委員会の決議で決定する。

第9条 (顧問)

顧問は第10条の役員会で選任し、総会で承認を得た者とする。また、その任期は役員に準じる。

第10条（会議）

- 本会の会議は総会、委員会、役員会、および事業部会とする。
2. 総会は本会の全委員で構成し、年一回開催する。臨時総会は必要に応じて、委員長が招集する。
 3. 総会において協議または議決する事項は次のとおりとする。
 - (1) 役員の選出に関すること。
 - (2) 会則の改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他本会の運営に関すること。
 4. 委員会と役員会は委員長が招集する。
 5. 委員会は本会の全委員で構成し、協議または議決する事項は次のとおりとする。
 - (1) 総会に付議する事項に関すること。
 - (2) 第4条に規定する事業の執行に関すること。
 6. 役員会は委員長、副委員長、事務局長、事務局次長、会計、事業部長で構成し、協議事項は本会の事業、運営に関する事項とする。
 7. 事業部会は必要に応じて事業部長が招集する。
 8. 事業部会は事業部長、スポーツ推進委員、各町スポーツ振興委員（体育振興委員）、及び協力員で構成し、協議事項は各部会事業の開催計画と執行に関する事項とする。
 9. 本会の会議は、各々構成員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数によって議決される。

第11条（経費）

本会の経費はまちづくり協議会活動費によってまかう。

第12条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(施行細則)

本会則の施行について必要な細則は委員会が定める。

付則

本会則は令和 5年4月2日から施行する。